

保護命令について

【令和6年(2024年)4月1日〜】

※重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大します。

地方裁判所に「保護命令」を申し立て、認められると、加害者に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。保護命令に違反した者は2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されます。

保護命令の種類

◆被害者への接近禁止命令(1年間)

被害者に対してつきまといや住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁じます。

以下の4つの命令は被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

◆被害者への電話等禁止命令(1年間)

被害者への一定の電話・メール・SNS等送信を禁じます。

◆被害者の子への接近禁止命令(1年間)

被害者の子に対してつきまといや住居、学校等の付近を徘徊することを禁じます。

◆被害者の子への電話等禁止命令(1年間)

被害者の子への一定の電話・メール・SNS等送信を禁じます。

◆被害者の親族等への接近禁止命令(1年間)

被害者の親族等に対してのつきまといや住居、勤務先等の付近を徘徊することを禁じます。

◆退去等命令(2か月間)

被害者と共に住む住居から加害者を退去させます。また、当該住居付近の徘徊を禁じます。

豊中市配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令を申し立てる際のアドバイスや情報提供も行っています。事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手や元交際相手に対する申し立ても可能です。

法律や裁判費用について相談したいときは

法テラス(日本司法支援センター)では、経済的に困っている人を対象に無料法律相談を行っています。また、裁判費用や弁護士費用などを立て替える制度もあります。

法テラス大阪 050-3383-5425

DVに関する 主な相談窓口

● 配偶者やパートナーからの暴力に関すること

豊中市配偶者暴力相談支援センター

06-6152-9893

9:00~17:00

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)



大阪府箕面子ども家庭センター

072-737-6895 (DV相談専用電話)

9:00 ~ 17:45 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

大阪府女性相談センター

06-6949-6022

平日 9:00~20:00 土・日 9:00~17:00

祝日・年末年始は除く。

日曜が祝日の場合は日曜は開庁。振替の月曜を開庁。

06-6946-7890 24時間 365日対応

● 性暴力にあったら

性暴力救援センター・大阪SACHICO

072-330-0799 (24時間ホットライン)

● 身の危険を感じたら

豊中警察署

生活安全課

06-6849-1234

豊中南警察署

生活安全課

06-6334-1234

● 夫婦や家庭の問題に悩む女性のための相談

すてっぷ相談室

06-6844-9739



豊中市女性総合相談支援窓口

06-4866-6822



危険な時は迷わず110番

配偶者や
恋人からの
暴力で悩んでいる
あなたへ



こんなことで悩んでいませんか？

- ☐ 髪をつかんで引きずられたり、刃物や重いものを持ち出して殴りかかるふりをされたり、とても怖い思いをしている。
- ☐ 友達に会わせてもらえず、出かけたいと言うと「何のためだ」「浮気しているんじゃないか」と執拗に問い質される。
- ☐ 外で働きたいのに、「そんなことはしなくていい」と取り合ってもらえない。
- ☐ 育った実家のことを常に悪く言われ、「あんな家で育ったからお前はだめなんだ」と人格を否定される。
- ☐ 嫌だといっても性的な行為を強要され、「女は男の言うことを聞いていればいい」と怒鳴られる。

あなたは、悪くありません。

「自分にも悪いところがあったから」
「自分さえ我慢すれば大丈夫」
「子どものためには、耐えるしかない」
そんな思いはありませんか？
暴力をふるわれて当然という人は、この世界には一人もいません。一人で悩まず、まずご相談ください。

秘密は守ります。

匿名でも相談できます。
相談は無料です。
性別にかかわらず相談できます。
専門相談員があなたと一緒に考えます。
デートDV(恋人間の暴力)の相談も受け付けます。

暴力の種類にはさまざまな形があります。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは「配偶者やパートナーからの暴力」のことをいいます。殴る・けるなど、ケガをさせるだけが暴力ではありません。

身体的暴力

殴る・ける・首を絞める・つきとばす など

精神的暴力

どなる・脅す・ばかにする・無視する・刃物を出す・自殺をほのめかす など

経済的暴力

お金を取り上げる・生活費を渡さない・外で働くのを嫌がる・借金を強要する など

社会的暴力

友達や家族に会わせない・外出を制限する・電話やメールをチェックする など

性的暴力

望まない性的行為を強要する
避妊に協力しない など

子どもを利用した暴力

子どもの前での暴力や暴言・子どもに危害を加える・子どもを取り上げようとする など
(子どもの前で暴力があることは、児童虐待に当たります。)

※これらの複合的な暴力もあります。

「本当は優しい」？ 「暴力さえなければ」？

DVにはサイクルがあると言われる。暴力の後に、うってかわって優しくなる加害者に、「やり直せるかもしれない」「私さえ気をつければ」と思ったことはありませんか？
もしかすると、あなたは無意識のうちにコントロールされているかもしれません。



豊中市配偶者暴力相談支援センター

TEL. 06-6152-9893
9:00~17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

